

『トラックの森』フォレストマッチング協定書

一般社団法人香川県トラック協会（以下「甲」という。）、香川県（以下「乙」という。）、綾川町滝宮財産区管理者（以下「丙」という。）及び綾川町滝宮財産区議会（以下「丁」という。）は、『トラックの森』づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、乙の「フォレストマッチング推進事業」を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表及び別図に示すとおりとし、この協定森林を『トラックの森』と称するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成29年2月9日から平成33年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁の協議により、この協定の有効期間を延長することができるものとする。

（甲の務め）

第4条 甲は、乙、丙及び丁と協議して策定した協定森林における別添の活動計画書に基づき、乙、丙及び丁と協働して森づくり活動を実施するものとする。ただし、活動計画書に記載のない活動については、甲、乙、丙及び丁の協議により定めるものとする。

2 前項の森づくり活動について、甲は、活動計画書に記載の目標の達成を保証するものではないものとする。

3 甲は、第1項の森づくり活動の実施に要する経費を負担するものとする。

（乙の務め）

第5条 乙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、丙及び丁との連絡調整を行うものとする。

2 乙は、甲の森づくり活動が適切に実施されるよう、丙及び丁と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（丙及び丁の務め）

第6条 丙及び丁は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、周辺住民との連絡調整を行う等地域の窓口となるものとする。

2 丙及び丁は、甲の森づくり活動が適切に実施されるよう、乙と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（権利の帰属）

第7条 甲は、この協定の有効期間内であっても、協定森林内の樹木（除間伐した木材を含む。）についての所有権を有しないものとする。

(その他の事項)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の履行に必要な事項にあつて、この協定に定めのない事項については、必要に応じて覚書を締結することにより取り決めるものとする。

2 この協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月9日

甲 香川県高松市福岡町三丁目2番3号
一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

丙 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町滝宮財産区管理者
綾川町長 藤井 賢

丁 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町滝宮財産区議会
議長 山下 司

《別表》

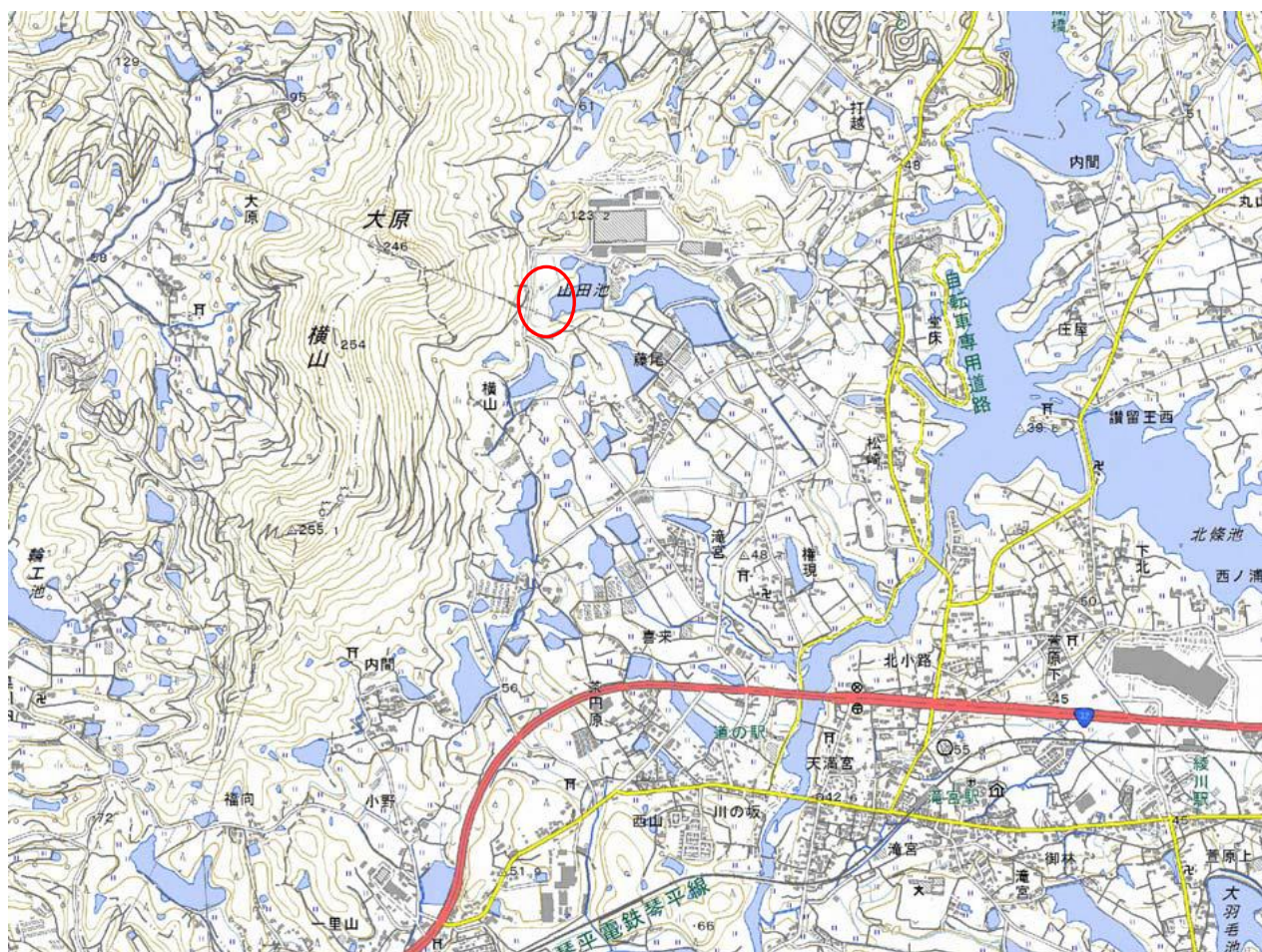
(第2条関係)

◆ 協定森林の所在地等

土地の所在地	面積	地目	備考
香川県綾歌郡綾川町滝宮 字藤尾 2927-1	0.41ha	山林	図面参照

《別図》

◆ 図面 (位置図)



国土地理院の電子地形図 25000 を加工して掲載